



新緑の季節となり、鮮やかな緑が眩しくなってきました。観音地域包括支援センターです。今回は、**今月(平成30年4月)から行われる3年に一度の介護保険制度の改正(平成30年度介護報酬改定)**と**昨年(平成29年4月)から開始されている「介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業とします)」**について紹介いたします。

平成30年度介護報酬改定の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

- ①地域包括ケアシステムの推進
中重度の要介護者を含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備
- ②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現
- ③多様な人材の確保と生産性の向上
人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進
- ④介護サービスの適正・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保
介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

参考：厚生労働省社会保障審議会-介護給付費分科会第158回（H30.1.26）資料1

現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

- ・世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち、***特に所得の高い層の負担割合を3割とする。**
ただし、月額44400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

*特に所得の高い層とは、例えば、単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

参考：地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント（平成29年5月26日成立、6月2日公布）

総合事業について

- ①総合事業は、介護保険制度の中で行う介護予防や生活支援のための事業です。
- ②要支援1・要支援2と認定されていた人が利用していた従来の訪問介護・通所介護が、全国一律のサービスから広島市の基準によるサービスに変わります。
- ③訪問型サービスと通所型サービスのみを利用する場合は「基本チェックリスト」による判定を受けることにより、サービスを利用できるようになります。
- ④これまでの介護事業者によるサービスの提供に加え、地域住民やボランティア等による多様なサービスを提供するとともに介護予防の自主的な取り組みを支援します。

Q1. 介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとは？

- A. 要支援1・2、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）の人が利用できるサービスです。訪問型サービスには、訪問介護サービス（以前の介護保険のホームヘルプサービスと同じ内容のサービス）、生活援助特化型訪問サービス（日常的な掃除や買い物などの生活援助を行います）、その他に住民主体型や専門職による短期集中型の訪問サービスがあります。

Q2. 介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとは？

- A. 要支援1・2、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）の人が利用できるサービスです。通所型サービスには、1日型デイサービス（以前の介護保険のデイサービスと同じ内容のサービス）、短時間型デイサービスやその他に短期集中の通所型サービスがあります。

Q3. 利用したい場合はどこに相談にいけばいいのですか？

- A. お住まいの区の健康長寿課（西区地域福祉センター：TEL 082-294-6289）、または地域包括支援センター（観音中学校区でしたら観音地域包括支援センター）に相談して下さい。

参考：広島市「介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」リーフレットより

4月に介護保険法は6回目の改正となります。現時点では詳細の部分については不明確な部分もあるので、当センターでもひとつずつ確認している最中です。

また、観音地域包括支援センターは観音中学校区（北は小河内町・上天満町から南は観音新町まで）にお住まいの65歳以上の方の総合相談窓口となっています。何かございましたらご連絡ください。

広島市観音地域包括支援センター

TEL 082-292-3582

広島市西区観音町16-19